

(参考様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

恵那市

1～4 (略)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域である旧恵那市全域、岩村町岩村地域、山岡町の旧鶴岡村の地域、明智町全域、串原全域、上矢作町全域。
- (イ) 岐阜県知事が指定した自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（平成22年6月18日付け農振第562号）（以下「特認地域」という。）である岩村町の旧本郷村、山岡町の旧遠山村の地域。

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
緩傾斜農用地をすべて対象
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 岐阜県知事が定める基準（平成22年6月18日付け農振第562号）（以下「特認基準」という。）に該当する農用地。

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、恵那市の恵那市水田農業ビジョンに担い手として位置づけられた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。